

1 少年自然の家の施設の設置目的の確実な実施に関する事項

① 管理運営方針について

運営理念

平成11年4月財団設立以来、本財団は佐賀県・佐賀県教育委員会より委託を受け、「少年の健全育成を図るため、自然の中で団体生活を通じ野外活動、自然観察、研修等を行う施設として、少年自然の家を設置する。」という設置理念に沿って運営してきました。運営の基本理念は、

- ・「体験」「発見」「感動」という施設テーマに沿った体験活動プログラムの開発
- ・専門性を有し、思いやりあふれる対応ができる職員による支援
- ・清潔で使いやすい施設・設備の管理・維持と安全でおいしい食事の提供

です。今後も、利用者のニーズを尊重し、親しまれ、喜んでいただける施設になることを目指し、全職員が一丸となって運営に努めます。

なお、少年自然の家の運営については、外部からの有識者・学識経験者からなる「評価委員会」を設置して事業評価を行い、運営改善に資するようにします。

○ 管理運営方針

青少年が自然に親しみ、自然の中でいろいろな体験を通して、情操や社会性を豊かにし、人間としてのやさしさ、たくましさを育むことを運営方針とし、下記(1)～(7)の基本方針に沿って運営を行う。

- (1) 県との連携・協力と人材活用
 - ・ 県との緊密な連携や協力を図りながら、財団の人材を最大限活用して設置目的が達成できるように管理運営を行います。
- (2) 青少年のための事業計画
 - ・ 自然の中で野外活動、自然観察、研修等を通して、青少年の体力向上、コミュニケーション力や規範意識の醸成など、豊かな情操や社会性を身に付け、たくましく生きる力を育むプログラムを設定し、利用団体支援事業を行います。
 - ・ 利用団体が安全・安心して利用できるように施設・設備等の適切な管理を行います。
 - ・ 少年自然の家の恵まれた環境を活かし、園児、小中学生、高校生、大学生等を対象とする事業やファミリーを対象とする事業など、教育効果の高い主催事業を開催します。
 - また、幅広い年齢層を対象とした少年自然の家ならではの提案型事業を企画します。
- (3) 安全・安心への配慮
 - ・ 野外活動等での事故(熱中症等を含む)を未然に防ぐための指導、そして事故に対する適切な対応などで、利用者の安全を最優先した運営を行います。
 - ・ 食中毒、アレルギー対応等、食事委託事業者との連携を密に図り、利用者への安全・安心な食事の提供を行います。
- (4) 利用者のニーズと経費の縮減
 - ・ 利用者が多い夏場においてはデマンド値等を意識し電力経費の縮減に努めるとともに、エアコンの利用については、利用者のニーズ及び健康管理上の観点から適切な使用を心がけます。また、経費については、見直しを行い経費の削減を図ります。
- (5) 個人情報保護
 - ・ 個人情報保護についての職員研修を行い、コンプライアンス(法令遵守)に努めます。
- (6) 利用者の増加
 - ・ 利用者の増加を図るために、利用者の意見に率直に耳を傾けます。積極的に広報活動を行い、SNS等を利用し情報発信に努めます。出前講座を実施し学校や地域へ出向きます。
- (7) 地域との連携・協力
 - ・ 少年自然の家が行う活動について、特にカッター活動やウォークラリー、波戸の海中綱引きや鎮西町夏祭り、石室綱引き等では唐津海上保安部、唐津市鎮西支所、玄海漁協鎮西支所、地元波戸地区・先部地区・石室地区等の理解・協力を得るように努めます。

1 少年自然の家の施設の設置目的の確実な実施に関する事項

② 事業計画の実現可能性について

管理運営方針に基づいて、「利用団体支援事業」「主催事業」「提案型事業」を実施します。

「利用団体支援事業」

少年自然の家は、恵まれた自然環境の中で集団宿泊活動、野外活動、自然観察等を通して、体力の向上や豊かな情操及び社会性を培い、心身とも健全な青少年を育成することを目的とした施設です。近年、野外活動を目的とした利用ではなく、社会情勢の変化に伴い、本施設が団体独自の目的を達成するために使用されることが多くなってきました。しかし、活動内容はそれぞれ異なっても、心身ともに健全な青少年の育成という点については変わりありません。

○ 野外活動を主に行う利用団体

野外活動、自然観察を行う団体であり、カッター活動、野外炊飯、シュノーケリング、ウォークラリー、キャンプファイヤーなどが活動内容です。自然の家本来の設置理念に沿ったもので、小学校、中学校、子ども会等の利用団体が多く、事故等がないように支援します。

○ 集団訓練や学習訓練を主に行う利用団体

挨拶の仕方、行進などの集団訓練や、話の聞き方、ノートの取り方などの学習訓練が活動内容です。野外活動は小学校や中学校で、集団訓練・学習訓練は高校で行うことが多く、利用団体が体育館や運動場で集団訓練や学習訓練を効果的に実施できるように支援します。

○ 文化・体育活動を主に行う利用団体

音楽、書道などの文化活動や、野球、サッカーなどの体育活動を行う利用団体です。高校・大学・専門学校等のサークル活動や、野球・サッカーなどの社会体育関係の団体がこれにあたります。活動に必要な施設備品の整備に努め、利用団体の要望に応えるようにします。

○ リハビリや訓練を主に行う利用団体

障がい克服のためにリハビリや訓練を行う利用団体です。特別支援学校、親の会などの団体であり、入浴、食事時間などで特別に配慮を要します。本施設として、利用団体の要望にできるだけ応えるようにします。

「主催事業」

主催事業は、(ア) 青少年の健全育成に係る体験活動研修等の事業 (イ) 指導者の育成事業 (ウ) 青少年が抱える課題の未然防止に資する体験活動事業があります。

- ・「ファミリータイムinHADO」(ア)、 「年末ふれあいプラン」(ア) は、家族を対象としたもので、自然の中での様々な活動を通して、家族のふれあい等を深める事業です。
- ・「いきいきHADOスクール」(ウ) は、小中学生を対象としたもので、野外活動を通して楽しみながら体力の向上やコミュニケーション能力を高める事業です。
- ・「未来のエネルギー広場」(ア) は、小中学生を対象にしたもので、身近なエネルギーについて考え、実践力を身に付ける環境教育の事業です。
- ・「ボランティア講座」(イ) は、高校、大学、社会人を対象としたもので、少年自然の家での活動に必要な知識や技能を習得させ、実践的な指導力を身に付けたボランティアの養成を図る事業です。
- ・「波戸セミナー」(イ) は、教職員や利用団体引率者を対象にしたもので、野外活動の教育的意味を理解させ、引率者としての指導力を高める事業です。
- ・子どもとその保護者対象の「みんなで楽しむ野外活動」(ウ) は、農業をはじめとする体験活動を中心に行い、子ども自身への実体験活動、併せて、親子のふれあいを図る事業です。
- ・「子どもの心を育む親子のつどい(子育てセミナー)」(ア) は、子どもとその保護者を対象にして体験活動を通して親子のふれあいを図り、子育ての悩みの解決を目指す事業です。

「提案型事業」

自然の家の設置目的に沿って、波戸岬ならではの提案型事業を実施します。

- ・スポーツ団体を対象とした「スポーツ交流大会」などの提案型事業を実施します。閑散期の利用を促進するため、日帰り事業として「ふれあいグラウンドゴルフ大会」を開催します。
- ・鎮西町の自然を活用した体験活動を行う「のびのびのびっこ(キッズチャレンジ)」を実施し、子どもたちに鎮西町の自然を満喫させます。
- ・周辺地域の事業者と連携した体験活動を行う「波戸岬わくわくサークル」を実施し、生活をより豊かにし、心身の健康づくりの機運を高めます。

1 少年自然の家の施設の設置目的の確実な実施に関する事項

③ 収支計画について

(1) 収入計画

(単位：千円)

区 分		6年度
内訳	利用料金収入	11,593
	本館 中学生以下	3,332
	本館 高・大学生	4,920
	本館 その他	3,341
	食堂事業収入	1,140
内訳	その他の収入	1,632
	主催事業収入	221
	飲食事業収入	24
	物販事業収入	0
	カッター・クラフト等事業収入	1,386
	目的外収入	1
	県委託料	120,382
	合 計	134,747

(2) 支出計画

(単位：千円)

区 分		6年度
内訳	人件費	66,897
	常勤職員	66,897
	その他	0
	施設維持管理経費	59,362
内訳	事業費	8,488
	利用団体支援事業	6,701
	主催事業	848
	広報事業	939
	合 計	134,747

2 少年自然の家の施設の平等利用の確保に関する事項

- ① 生活弱者等への配慮について
- ② 公平な利用計画について

① 生活弱者等への配慮について

生活弱者等については、佐賀県少年自然の家利用料金に関する規定第5条に基づき、利用料金を免除します。また、佐賀県パーキングパーミット制度による身体障がい者等に対する駐車場を確保したり、施設内にあるエレベーターの利用を勧めます。

障がい者のリハビリ訓練や幼稚園・保育園のお泊り保育では、生活棟和室（60名）の利用を希望される団体へは、その使用を優先させます。

障がい者の方で体温調節がうまくできない方は、要望に応じて部屋の暖冷房を行います。

また、障がい者の方で希望される方は、手すりがついて入浴がしやすい小浴場の利用を案内します。

令和3年に障害者差別解消法が改正され、合理的配慮の提供が義務化されたことを踏まえて、障害者のニーズに沿った対応を心がけます。

② 公平な利用計画について

(1) 利用申込みの公平性の確保

- ・ 利用する団体ができるだけ希望する期日に本施設を利用できるよう、下記のように調整を行い、設置目的に沿った活動ができるように受け入れを決定します。

① 県内の各学校、県内の教育委員会、県内の国スポ・全障スポ競技強化スポーツ団体
前年度の4月1日から受付を開始します。

② 県内のその他の団体と県外の学校
前年度の7月1日から受付を開始します。

③ 県外のその他の団体
利用の6か月前より受付を開始します。

※ ただし、各団体が主催する県大会、九州大会、全国大会、並びに佐賀県が関与する団体については優先的に受け入れます。

(2) 施設利用の公平性

- ・ 利用団体が複数あって、施設・器具及びフィールド等の利用が重複する場合、事前に利用団体と話し合って調整します。（事前打合せ）

- ・ 食事、入浴時間について、利用時間帯が重複する場合、事前に利用団体の代表者と話し合って調整します。（代表者会議）

3 少年自然の家の施設の効用の最大化及び管理経費の縮減に関する事項

《利用者サービスの向上》

① 利用者サービスの向上について

① 利用者サービスの考え方

ハード面の施設がよくても、肝心なのは「人」です。「施設は人なり」と言われるように波戸岬少年自然の家の職員一人一人が、サービス精神を身に付け、笑顔を絶やさず、思いやりあふれる対応をすることが基本です。そのためには、職員一人一人が、少年自然の家の基本理念と運営方針をよく理解し、全職員一丸となってサービスの向上に努力します。

○利用者サービスの基本方針

- (1) 自然の中での野外活動、自然観察、研修等を行うことにより、青少年の健全育成を図ることを主眼においたサービスを実施します。
- (2) 青少年の利用団体が、宿泊訓練を通して利用目的を達成できるように必要なサービスを行います。
- (3) 利用団体からの意見等をもとに、指定管理者制度導入の目的に合致した利用者サービスの向上を図ります。
- (4) どの程度サービスの向上がなされているかを客観的に判断するために、利用者アンケート（満足度調査を含む）を実施します。

○利用者の視点に立ったサービスの取り組み

- (1) 利用団体の自主的・主体的な活動計画を尊重し、多様な体験的活動が展開できるように積極的に援助・支援を行います。
- (2) 当日の活動等が円滑に実施できるように、要請があれば学校に出向き、直接子どもたちへ事前指導を行います。また、事前に引率者（指導者）に本施設の施設・設備及び活動プログラムを理解していただけるように指導・助言を行います。
- (3) 本施設の施設・設備を有効に活用するとともに、個々の指導員の指導力を活かした主催事業を行います。
- (4) 利用の手引き、活動プログラム資料等を見直して、分かりやすく、新しい情報を記載した手引きを作成し、魅力的なプログラムになるように改善を行います。
- (5) ホームページを随時更新して、最新の情報を提供します。
- (6) 入浴時間、食事時間、入退所時間など、利用者の立場に立って臨機応変に対応します。
- (7) 少年自然の家が提供する活動プログラム（カッター活動、野外炊飯等）は、実施に際して指導や助言を積極的に行います。
- (8) 利用者の意見・要望等には、物理的に可能な限り柔軟に対応します。また、利用者のアンケートや指摘内容には、すぐに対応して改善に努めます。
- (9) 来訪者、電話等には迅速に対応して待たせないように努めます。
- (10) 利用者には、ラケット、ボール等の貸出を行います。また、利用者が外部との連絡等ができるように施設に「公衆電話」を設置します。
- (11) 施設内における遺失物・拾得物の処理を適正に行い、遺失物届出表に記載し、一定期間それを保管して利用者の問い合わせに応じます。
- (12) 夏季、熱中症対策として冷茶のサービスや、グランド用テントの貸出をします。また、状況に応じ宿泊棟等、エアコンの稼働時間を延長します。

3 少年自然の家の施設の効用の最大化及び管理経費の縮減に関する事項

《利用者サービスの向上》

② 利用者意見の反映について

基本的な考え方

利用者からの運営の問題点、改善事項等の意見を把握して、その意見を反映することは、リピーターを増やすことになり、施設利用者数の増加へ向け大切なことと考え、真摯に取り組みます。

(1) 利用者の意見の把握・聞き取り活動より

利用団体が本施設にいる間に、所長・副所長が利用者（引率者）といろいろなことを話すことにより施設利用の動機、活動内容、施設への要望等の情報を得ます。

* 利用団体の活動中、あるいは休憩中など改まった形式ではなく、雑談を通して要望等の意見を聞き取ります。

・アンケートより

入所時にアンケート用紙を配布して、施設を利用する動機、実際に利用しての意見や要望等を記入してもらい、利用者の率直な感想や意見の把握に努め、アンケート用紙は、全職員（委託業者を含む）に回覧します。なお、アンケートは、回答者に負担にならないように選択式にしたり、意見集約が容易なようにします。

アンケートに気になるような記述があれば、直接利用者に尋ねたり、電話で問い合わせしたりして真意を把握します。また、レストラン会議や朝の業務打ち合わせで共通理解を図ります。

さらに、県民の意見を広く把握するために、ホームページやインスタグラム等で意見の把握に努めます。

(2) 利用者意見の反映

利用者からの意見や要望には、施設設備に関するハード面と、職員の利用者への対応などのソフト面とがあります。

- ・ 退所時、アンケートが提出された時点で、気になる記述があれば事実関係を確認し、できるものは早急に対応します。また、アンケート内容に不明な部分があれば、直接記入者に尋ねて内容を把握します。
- ・ 施設の改善改修工事、人員体制の見直しなどが必要な場合、県とも協議して、できるだけ速やかに改善に努めます。
- ・ 気になる記述については、毎朝の業務打ち合わせ、毎月の全職員参加の会議、隔月のレストラン会議等において、協議し対応します。

3 少年自然の家の施設の効用の最大化及び管理経費の縮減に関する事項

③ 開閉所日・時間帯について

(1) 開閉所日について

- ・ 指定した休所日（12月29日～翌年1月3日）以外は、原則として、年中無休で運営します。
- ・ 施設内の害虫駆除、臨時的に修繕・点検が必要な場合など施設内の保全のために、年に数日間、県の承認をうけて休所日を設けます。

(2) 時間等について

- ・ 原則として、下記のようにしていますが、利用者のニーズに応じて柔軟に対応します。

開所時間 午前 8時30分から 午後 5時15分まで

利用時間 午前 9時00分から 午後10時00分まで

入所時間 午前 9時00分から 午後 4時00分まで

退所時間 午前 9時00分から 午後 4時00分まで

3 少年自然の家の施設の効用の最大化及び管理経費の縮減に関する事項

《利用者サービスの向上》

④ 主催事業の企画について

自然体験活動を通して、青少年の健全育成を図る施設として、下記の主催事業を実施します。事業終了後、参加者からのアンケートをもとに、より質の高い事業になるように改善を図ります。

事業の目的

ア 青少年の健全育成に係る体験活動、研修等

イ 青少年の体験活動を支援する指導者の育成

ウ ひきこもりやいじめ、ネット依存など青少年が抱える課題の未然防止に資する体験活動

事業名	ねらい	時期	内容	対象者	実施回数	期待できる教育効果
波戸セミナー	イ. 児童生徒の引率をする教師の指導力向上	5月 8月 2月	カッター活動、ウォークラリー等	教職員 利用団体 引率者	3～ 4回	・自然体験を通して、野外活動の教育的意味を理解して、実践的な指導力を身に付ける。
ファミリータイム in HADO	ア. 家族の絆、家族間の交流	8月 11月	野外炊飯 魚釣り クラフト など	園児、 児童生徒 その家族	2回	・波戸岬の自然に触れながら、家族のよさを再認識したり、家族間のコミュニケーションの大切さを知ったりする。
いきいき！ HADO スクール	ウ. 心身ともたくましい青少年の育成	6月 8月 2月	カッター活動、野外炊飯、ウォークラリー他	小3年～ 中学生	2～ 3回	・異年齢集団での自然体験、生活体験等を通して、生きる力を養い、たくましさ身に付ける。
波戸日和未来のエネルギー広場	ア. 体験を通じた環境教育	11月	環境学習 クラフト など	小4年～ 中学生	1回	・近隣施設にある風力発電、太陽光発電を活用した環境学習を通して、エネルギーについて考え、実践力を身に付ける。
波戸岬 年末ふれあい プラン	ア. 家族の絆を深め日本の伝統行事のよさの再認識	12月	餅つき しめ縄 凧づくり など	子ども その家族	1回	・家族と新年を迎える準備を通して、家族間の絆を深めるとともに、伝統行事のよさを認識することができる。
波戸岬少年自然の家ボランティア講座	イ. 施設ボランティアの養成	6月	カッター活動、野外炊飯、クラフトなど	高校生 大学生 社会人	1回	・自然の家での様々な活動を通して、ボランティアとしての資質や技術を身に付ける。
子どもの心を育む親子のつどい(子育てセミナー)	ア. 体験を通して親子のふれあいを図り、絆を深める	1月	体験活動 子育て講義	幼児、小 中学生と その家族	1回	・体験活動を通して親子の絆を深め、親同士の子育ての悩みを共有することにより解決を目指す。
みんなで楽しむ野外活動	ウ. 自然体験活動を通して親子の絆を深める	6月 12月	グループ活動のレクレーション、野外炊飯	小中学生 及び家族	2回	・日帰りでの自然体験活動を行い、子ども同士や家族の交流を深めることができる。

※地域行事や近隣施設でのイベントへの連携及び参画事業

主催事業や利用団体支援事業のプログラムに、古くから伝わる地域の行事や近隣施設のイベントを取り入れ、地域の人々とふれあえる機会を提供します。

- ・波戸の海中綱引き（8月15日）・・・主催事業「いきいきHADOスクール」で連携・参加
- ・波戸岬夏祭り（8月第4土曜）・・・主催事業「ファミリータイムinHADO」で連携・参加
- ・石室大綱引き（11月第2土曜日）・・・主催事業「ファミリータイムinHADO」で連携・参加
- ・呼子の大綱引き（6月第1土曜、日曜）、水光呼子港まつり・花火大会（8月10日）、名護屋城博物館展示イベント（通年）、玄海エネルギーパーク展示イベント（通年）、玄海町次世代エネルギーパーク（通年）、中尾家住宅は利用団体へ紹介して参加を促します。

3 少年自然の家の施設の効用の最大化及び管理経費の縮減に関する事項

《利用者サービスの向上》

⑤ 食事の提供について

○ 食事の提供の考え方

食事の提供は、利用者にとっても、施設利用の満足度に直結する項目であり、特にスポーツ団体には関心が高いものがあります。利用者の意見を参考にしながら、食堂運営の工夫改善を図っていきます。

(1) 運営体制

当財団は選定した業者と「食堂運営に関する協定」を締結し、それに基づいて指導並びに監督を実施しています。

食堂業者の運営は、栄養士1名、調理師1名を配置しており、従業員は全て地元から雇用して食事の提供を行っています。

(2) 安全対策

当財団は、業者に食品衛生法等の許可を受けて、関係法令や規則等を遵守することや定期的に職員の健康診断を行うこと、そして食中毒防止などの安全管理を徹底することなどを指導します。また、食品の衛生管理や調理後の後始末、戸締まり等を確実に励行するとともに、食中毒の防止、防火、防犯には細心の注意を払うように指導します。

検食担当者（職員）が、事前に検食を行って食事内容の安全を確認した上で利用者に食事を提供します。また、検食報告書を作成して、メニューの改善や利用者の要望に応えます。

(3) 特別料理の提供

食堂では、利用者の要望に応じて通常の食事の他に、野外活動の一環として野外炊飯用食材や利用者の要望に応えたオードブル等の特別料理、年末の主催事業に合わせた特別料理などの提供を行います。

また、食物アレルギー等がある利用者に対しては、栄養士と利用団体（指導者及び保護者）と直接連絡を取り合い、安全安心な食事の提供に努めます。

(4) 地元食材の活用

地元でとれるおいしい旬の野菜や特産品は、利用者の満足度向上にも結び付くという考えのもと、地産地消に積極的に取り組み、地域への貢献を行ってもらうよう依頼します。

(5) アンケートへの対応

アンケートを全職員に回覧します。隔月、当財団職員と食堂業者との会議を行って、アンケートに記載された利用者の食事等の要望について話し合いをします。それによって、利用者の要望に可能な限り応えていきます。

(6) 湯茶や冷水の提供

野外活動時や、夏季の高温時に、食堂業者より利用者に無料で湯茶の提供および施設より冷水の提供を行います。このことは、利用者的好评であるとともに熱中症予防にもなっています。

(7) 食事料金について

食事の料金は、利用者にとって過度の負担がなく、満足な食事を提供できる金額で定めます。

3 少年自然の家の施設の効用の最大化及び管理経費の縮減に関する事項

《利用者サービスの向上》

⑥ 利益の取り扱いについて

利用料金等で得た利益については、活動用品の整備など利用者の要望が多いものにあて、利用者へのサービスに努めます。

- 1 広報、リーフレットの配布
- 2 備品、消耗品(ボール、ラケットなど)の貸出
- 3 昼間の活動後、必要に応じて屋外シャワー使用の要望に対応
- 4 主催事業・提案型事業での活動の写真配布

利用者の要望は団体によって様々ですので、誠意をもってできるだけ応えられるようにします。

3 少年自然の家の施設の効用の最大化及び管理経費の縮減に関する事項

《利用団体支援事業の充実》

⑦-1 多彩・柔軟な研修プログラムの実施について

青少年教育の拠点として、次代を担う少年を育むため、自然の中での団体生活を通じて、野外活動、自然観察、研修等の学習の機会を提供し利用者のニーズに応えます。要望があれば学校に出向き事前指導を行います。

周辺施設の資源の活用、指導員の能力開発等により、魅力あるプログラムの提供に努めます。さらには、職員による活動支援を積極的に行います。

1 野外活動プログラム

研修名	期待される教育効果	実施場所・時間
カッター活動	・協力する大切さを体験させ、海のすばらしさ、怖さに触れることができる。 また、予測しえない自然環境への対応能力を養うことができる。	玄界灘・波戸漁港 3時間
魚つり	・自然の恩恵にふれることができ、自然や命を大切にすることを養うことができる。 また、マナーを守る大切さを知ることができる。	玄界灘・波戸漁港 2～3時間
シュノーケリング	・海洋生物を直接見たり、触れたりすることにより、生物の多様性を知ることができる。 また、海のすばらしさを感じることができる。	少年自然の家 周辺の海 2～3時間
オリエンテーリング・ウォークラリーなど	・少年自然の家周辺の自然に親しむことができる。 また、グループ活動を通して、仲間作りができ、判断力、洞察力を養うことができる。	少年自然の家 周辺 1～3時間
自然観察	・少年自然の家周辺の植物、野鳥、昆虫、岩石などを観察することにより、自然に対する興味・関心を持たせることができる。	少年自然の家 周辺 1～3時間
野外炊飯	・炊飯、調理することの楽しさを味わうとともに、食物の大切さを知ることができる。 また、仲間と協力する大切さを知ることができる。	少年自然の家 3～4時間
いきいきHADOの森アスレチック体験	・森の中の遊具を使って遊ぶなかで、達成することの喜びや、仲間と活動することの楽しさを味わうことができる。	HADOの森 1～2時間

2 室内活動プログラム

研修名	期待される教育効果	実施場所・時間
クラフト	・少年自然の家周辺の石、木ぎれなどを利用して製作活動を行い、手作りの喜びや楽しさを味わうことができる。	実習室 2～3時間
室内ゲーム	・少年自然の家の環境（海洋生物等の掲示物）を利用して、楽しみながら知的な興味・関心を持たせることができる。	少年自然の家 1～2時間
スポーツ	・体育館を利用して、ドッジボール、バレーボール、バドミントン等の運動を行い、体力づくり、仲間づくりができる。	少年自然の家 体育館 1～3時間
学習訓練	・本施設の研修室等を利用して、話の聞き方、発表の仕方、ノートの取り方などの基本的な学習訓練をすることができる。	研修室 1～3時間

3 少年自然の家の施設の効用の最大化及び管理経費の縮減に関する事項

《利用団体支援事業の充実》

⑦-2 多彩・柔軟な研修プログラムの実施について

3 交流プログラム

研修名	期待される教育効果	実施場所・時間
キャンプファイヤー キャンドルのつどい	・炎の尊厳さを感じ、清らかな心を育てるとともに、親睦を図り、仲間づくりと友情の絆を育てることができる。	少年自然の家 野外、体育館ほか 2～3時間
スポーツ レクリエーション	・グラウンド・体育館・芝生広場等で、ペタンク、サッカー、野球、卓球、バドミントンなどのスポーツやレクリエーションを通して、体力づくり、仲間づくりができる。	グラウンド等 1～3時間

4 周辺施設を利用したプログラム

研修名	期待される教育効果	実施場所・時間
名護屋城跡や 名護屋城博物館 の探訪等	歴史探訪ハイキング等の活動を通して、豊臣秀吉が起こした朝鮮出兵の拠点となった名護屋城を知るとともに、歴史への興味・関心を持たせることができる。	名護屋城跡 名護屋城博物館 2～3時間
玄海町次世代 エネルギーパーク	施設の展示物や水素自動車などの体験活動を通して、身近なエネルギーをどう生かしていくかを考えさせることができる。	玄海町次世代 エネルギーパーク あすぴあ 2～3時間
玄海エネルギー パーク見学	原子力発電の仕組み等を知ることを通して、エネルギー問題、原発問題、環境問題を考える契機とすることができる。	玄海エネルギー パーク 2～3時間
風に見える丘 公園への散策	・呼子大橋や名護屋大橋を渡り、玄界灘の島々を眺望しながら風に見える丘（加部島）までの散策を通して、海や島々等の自然のすばらしさを実感することができる。	風に見える丘 （加部島） 4時間
唐津市鯨組主 中尾家屋敷	・「鯨及び捕鯨」を中心テーマとした展示物、主屋、勘定場、角倉の見学を通して、地域の歴史に触れることができる。	唐津市鯨組主 中尾家屋敷(呼子) 1時間

5 環境学習施設を利用したプログラム

研修名	期待される教育効果	実施場所・時間
環境学習	周辺施設に設置してある太陽光発電を利用した環境学習を通して、自然エネルギーの良さを実感することができる。また、自然の家周辺の海岸清掃を通して、漂着物等、海の環境についての環境学習を行うことができる。	あすぴあと連携 少年自然の家 2～3時間

3 少年自然の家の施設の効用の最大化及び管理経費の縮減に関する事項

《利用団体支援事業の充実》

⑧ 利用団体支援事業における利用団体への支援について

1 学校に出向いての指導及び事前打ち合わせでの指導

- ・学校の利用目的を聞き、子供たちに直接実技を伴って指導をする。(1～3時間)
- ・事前打ち合わせに来所される学校については、プログラム作成のアドバイスや施設・設備を案内して参考にしてもらう。(1～2時間)

2 研修や体験プログラム実施時の支援

研修プログラム	支援体制	支援の方法
カッター活動	カッター一艇につき 補助指導員 2名 海上監視に 補助指導員 1名 監視艇に 職員 2名	・事前指導で、職員がライフジャケットのつけ方、カッターの座席の割り振り、オールを持ち方やこぎ方、危険回避の方法などを利用者者に指導する。海上では、カッター一艇につき補助指導員が2名ずつ乗り込み、オールの使い方等の指導を行う。また監視艇に職員2名乗船。ほかに補助指導員(1名)が、カッター体験中、岸から海上監視を行う。 体験終了後には、職員、補助指導員、そして利用者全員で反省会を行う。なお、カッター活動は、天候や海面状況に細心の注意を払って実施する。
野外炊飯	職員1名 *利用者 の人数が 多いとき は職員 2名	・事前に薪割りの方法、火の燃やし方、包丁の扱い方など安全面について利用者者に指導を行う。また、ご飯の炊き方、カレー等の作り方などの手順についても指導する。 ・ご飯、カレー作りなどが安全に留意して調理されているかを点検して、利用者者に助言を行う。事後、後片付けについて利用者者に指導する。
キャンプファイヤー キャンドルのつどい	職員1名	・事前に利用団体の要望を聞き、対象者、目的等に応じて実施できるように助言を行う。また、衣装やキャンドルなどの道具の使い方についての指導も行う。 ・薪組み、キャンドルの配置等を利用者と一緒になって行う。また、天候、風向き等安全面に十分配慮するように指導する。
ウォークラリー キッズポイントラリー オリエンテーリング	職員1名	・利用者の活動目的を聞き、活動場所の様子、地図の見方、チェックポイントなどについて説明を行う。 また、利用団体に、ゼッケン、地図、回答用紙、コンパスの使い方(引率者)などを指導して貸し出す。
アウトドアビンゴ インドアビンゴ	職員1名	・ゲームの進め方、注意点などについて利用者者に説明を行う。また、引率者には、スタート地点やポイント地点での役割や人員確認、得点集計などの説明・指導を行う。
クラフト (焼き杉、プラホビー、 ふくろうのマグネット、 手すきはがきなど)	職員1名	・焼き杉等のクラフトで使う材料、道具を用意して、作り方の手順の説明、安全面の指導を行う。 クラフト制作中、技術面の指導を行うとともに安全面について助言を行う。
シュノーケリング	職員2名 *利用者 の人数が 多いとき は職員 3名	・シュノーケリングのねらい、ライフジャケットのつけ方を説明し、海中での息の仕方を練習させる。また、引率者に実施中の人員の監視等について依頼しておく。 実際に海に入ってから、職員は利用者が使用するゴーグル等の道具の装着具合について点検するとともに、安全にシュノーケリングができるよう指導する。

*主な研修プログラムを記しました。その他に、魚釣り、磯遊び、ナイトウォークなどがあります。

3 少年自然の家の施設の効用の最大化及び管理経費の縮減に関する事項

《施設の利用促進》

⑨ 利用者の増加について

(1) 数値目標

・少子化に伴い、児童・生徒数は減少傾向にありますが、利用団体の掘り起しに努め、延べ利用者数及び利用団体数の増加を目指します。

・数値目標は、過去20年間の延べ利用者数や利用団体数の平均と過去5年間の平均を考慮していたが、コロナの影響が徐々に回復してきているといった傾向から令和6年度の目標を次のとおり設定します。

○ 年間の延べ利用者数の目標(令和6年度) 50,000 人

○ 年間の利用団体数の目標 (令和6年度) 600団体
うち県内利用団体数 330団体

(2) 目標達成のための具体的な方策

・利用者の口コミによるPRが効果的なので、本施設を利用する団体へのサービス向上に努力します。具体的には、利用団体の要望にできるだけ応えます。また、団体が活動する際に細やかな気配りを行います。

・閑散期(11月～3月)に、スポーツやゼミ、部活動、サークル活動等ができる各種団体にPR、誘客活動を積極的に行います。

・近隣にある名護屋城博物館、玄海エネルギーパーク、玄海町次世代エネルギーパーク、唐津市鯨組主中尾家屋敷との連携を図り、互いに協力しながら誘客活動を行います。

・県内の中学校(特に唐津市内の中学校)の利用が少ないので、学校訪問を行い、部活動等も含め利用してもらうように誘客活動をします。

・唐津市内の校長会、教頭会、そして教科部会等で利用していただくように、関係方面に働きかけます。

・施設の有効活用のため11月～3月の閑散期に、親子対象の事業や高齢者対象の日帰り事業を実施します。

3 少年自然の家の施設の効用の最大化及び管理経費の縮減に関する事項

《施設の利用促進》

⑩ 県内団体(特に学校団体) への利用促進の方策について

これまで、所報・ポスター・リーフレットの配布や訪問による広報誘客活動に努めてきました。今後、年間を通じて利用促進を図るため、下記のように積極的に広報誘客活動を行います。

(1) 県内の学校団体へ利用促進

- ・学校訪問による聞き取り強化とプログラムの開発

近年の県による県内少年自然の家活用に関する調査結果は右表のとおりであり、年々利用率が低下している状況にあります。小学校においては、平成22年度には県内すべての学校で利用していたのが令和5年度の調査では約8割となっています。また、中・高においては、さらに利用率が低下してきています。

	H22	H30	R5
小学校	172校/172校 100%	131校/162校 81%	133校/171校 78%
中学校	38校/100校 38%	30校/90校 33%	17校/104校 16%
高校	34校/45校 76%	33校/46校 72%	13校/55校 24%

【県内少年自然の家活用に関する調査】

※ R5調査は私立学校・特別支援学校を含む

利用していない主な理由として、小学校は「小規模校のため、少年自然の家までの交通費の負担が大きくなるため実施しづらいから。」中・高においては、行事の精選や働き方改革等で「少年自然の家を利用する行事をおこなっていないから」と答えた学校が、中学校で66校、高校で40校に及んでいます。施設側の努力で改善できない部分もありますが、これ以上利用率を低下させないために、学校にとって魅力ある施設として施設・プログラムの充実を図っていく必要があると感じています。

本施設を利用している理由については、「活動プログラム」「施設の利便性や快適さ」と答えている学校が全体の5割を超えています。今後も、利用者ファースト・来るたびに変化を感じられる施設整備、活動プログラムをバージョンアップさせていくように努力します。

また、令和6年度は指定管理の節目の年を迎えます。新しいものを取り入れていくチャンスと捉えて、利用者や時代のニーズに応えるべく県や各団体と協力し、職員一丸となって魅力ある施設づくりを推進していきます。

(2) 利用促進を図るための広報・誘客活動

- ・ 1年前の予約受付及び利用日調整の電話によるきめ細やかな対応
- ・ ホームページの充実(施設予約状況の提供など)
- ・ インスタグラムの活用(主催事業の案内や活動の様子など)
- ・ 所報・ポスター・リーフレットなどの作成・配布
- ・ 主催事業等の案内作成・配布
- ・ 県内の幼稚園・小・中・高校・大学・専門学校等への訪問による広報
- ・ 子どもクラブ、PTA、スポーツクラブへのリーフレット配布
- ・ 中体連、高体連、唐津市体育協会等が開催する大会の利用依頼
- ・ 教職員サークルへのリーフレット配布

3 少年自然の家の施設の効用の最大化及び管理経費の縮減に関する事項

《利用者サービスの向上》

① 提案型事業について

波戸岬少年自然の家の特性を生かし、これまで培ってきたノウハウを活用し青少年の健全育成を図るとともに、あらゆる年代層が交流できる施設として下記の事業を実施します。

事業名	ねらい	時期	内容	対象者	実施回数
スポーツ交流事業 (近県中学生バレーボール大会)	当施設で合宿を行っている団体を中心に参加を呼びかけ親睦と競技力の向上をめざす。	3月	・3会場で実施 1日：予選会 2日：パート別決勝大会	近県の中中学生 バレーボール部 15チーム	1回
ふれあい グラウンドゴルフ 大会	高齢者の生涯スポーツを推進し、健康保持を図る。	11月 3月	・グラウンドコース2面 ・芝生広場コース1面 ・団体戦及び個人戦で行う	成人 約120名	2回
のびのびのびっこ (キッズチャレンジ)	地元鎮西町の自然を活用した体験活動	7月 2月	・自然体験活動 ・養殖体験 ・野外炊飯	小中学生 40名	1～ 2回
九州オルレ(唐津コース)活動支援事業	もてなしの心で対応し、来場者の方々にコースの素晴らしさを体感してもらう。	通年	・イベント開催には協力して野外炊飯場での接待にあたる。 ・来場者と話し、施設を案内する。	延べ 約1000名	通年
波戸岬わくわくサークル	心身の健康づくりの機運を高め、生活をより豊かにする。	7月～ 2月	・周辺地域で活動されている事業者と連携した体験活動。	成人約10名	2～ 3回

3 少年自然の家の施設の効用の最大化及び管理経費の縮減に関する事項

《施設の利用促進》

⑫ 管理経費の縮減について

管理経費の縮減につきましては、利用者へのサービス低下を招かないよう考慮しながら経費の見直しを行います。

<主な縮減経費について>

① 管理経費

・日々雇用賃金

業務の改善、効率化を図り、日々雇用職員の雇用を縮減します。

② その他

消耗品類は、在庫管理を徹底し、無駄な購入をしないように努めます。

備品類等は、定期的に点検するとともに丁寧に扱い長期間使用できるように努めます。

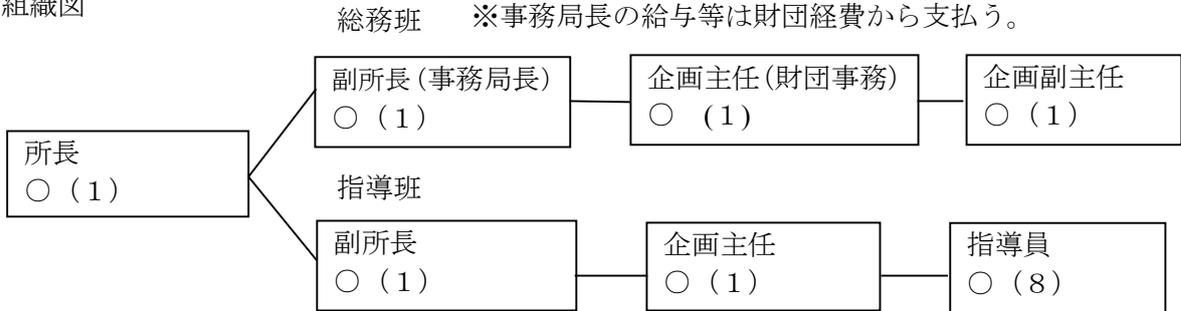
照明や水道水等にも無駄がないか、定期的に所内を見回りチェックします。

※ 利用者への支援等に支障が出ないよう考慮しながら、業務の改善、効率化を推進し経費の縮減を図ります。

4 事業計画に沿った管理を行う能力を有していること

① 組織及び人数配置について

(1) 組織図



(2) 職員

所属	役職	雇用形態	氏名	担当事務内容	備考
	所長	常勤	檜崎 秀樹	所の統轄	教員免許、船舶免許2級 経験4年
	副所長 (事務局長)	〃	山田 幸男	所長の補佐、財団事務の総括	行政経験者 経験0年
	副所長	〃	宮崎 恵司	所長の補佐、指導班の総括	教員免許、船舶免許2級 経験3年
総務	企画主任	〃	才田 充治	庶務事務、財団事務	行政経験者 経験2年
	企画副主任	〃	坂本 人枝	庶務事務	経験8年
指導	企画主任	〃	溝上由加里	指導班の指導・主催事業の企画運営	教員免許、船舶免許2級 経験4年、NEALリーダー
	指導員	〃	木村 悠佑	利用団体の指導・主催事業の企画運営	NEALコーディネーター、船舶免許2級 経験4年
	〃	〃	平野 貴章	〃	NEALインストラクター、船舶免許2級 経験3年
	〃	〃	坂本 正裕	〃	行政経験者、NEALリーダー、船舶免許2級、経験2年
	〃	〃	池田穰太郎	〃	教員免許、NEALリーダー、船舶免許2級、経験2年
	〃	〃	川原 涼誠	〃	教員免許、NEALリーダー 経験2年、船舶免許2級
	〃	〃	小浜 恭輔	〃	NEALインストラクター 経験2年、船舶免許2級
	〃	〃	西 詠司朗	〃	NEALリーダー 教員免許、経験1年、船舶免許2級
	〃	〃	内川向日葵	〃	NEALリーダー 船舶免許1級、経験1年

(3) 勤務体制

- 勤務時間・・・利用者への対応をするために2交替制
 ・A勤務・・・午前8時30分～午後5時15分 (休憩12時15分～13時)
 ・B勤務・・・午後1時15分～午後10時 (休憩17時15分～18時)
 週休日・・・毎4週間に8日
 宿直業務・・・宿泊利用者があるとき
 宿泊5団体以上又は、宿泊者数300名以上 (宿泊勤務者 2名)
 宿泊4団体以下又は、宿泊者数299名以下 (宿泊勤務者 1名)

4 事業計画に沿った管理を行う能力を有していること

② 職員の指導育成・研修体制について

○ 職員の資質向上

利用者の施設利用の目的は多様であり、多くの利用者を受け入れるほどそのニーズは多岐にわたります。そこで、施設設置の目的に沿いながら、活動プログラムの開発、施設設備の充実、職員の指導力向上などが求められます。本施設の組織は、指導班、総務班となっていますが、所内外の研修を通して職員の資質向上に努めるとともに、県との緊密な連携・協力のもと、利用者の立場に立った運営を行います。

本施設が設置目的に即した運営を行うためには、日々職員の資質向上を図り、十分な指導力を身に付けることが必要不可欠です。そのためには、毎朝の打ち合わせ、月1回の業務会議での研修及び指導班研修だけでなく、外部へ派遣して研修を受けさせ、職員の育成に取り組んでいきます。そして、管理運営においては、利用者のニーズに応えられるようサービスの向上を図ります。

また、外部へ派遣しての研修では、出張報告(復命)を効果的に行って職員の資質向上を図ります。

(1) 指導員の技能向上を図る研修

- ・ カッター体験活動研修会への参加
- ・ 水辺活動安全管理講習会への参加
- ・ 国立青少年自然の家合同研修会への参加
- ・ 自然体験活動養成事業への参加
- ・ 九州地区施設ボランティア交流会への参加
- ・ アバンセ等で開催される研修会への参加
- ・ NEALリーダー・インストラクター・コーディネーター養成講習への参加
- ・ シュノーケリング研修会への参加

(2) 管理運営に関する研修

- ・ 九州地区青少年教育施設協議会総会並びに役員・所長会への出席
- ・ 全国青少年教育施設所長会議・施設研究集会への出席
- ・ 原子力防災研修会への参加
- ・ 救命講習会への参加
- ・ ホームページ作成等のパソコン研修参加
- ・ 接遇研修の実施
- ・ 個人情報保護のための研修の実施
- ・ セクハラ・パワハラ防止研修の実施

4 事業計画に沿った管理を行う能力を有していること

③ 職員の県内雇用について

(1) 職員等の雇用についての考え方

当財団では、県の雇用促進に貢献する立場から、地元のハローワークを通じて職員募集を行ったり、県内大学に紹介を依頼したりして優秀な人材を確保しています。なお、社会教育等専門知識を要する職員の募集については、教員免許、社会教育主事の資格、及び同等の資格所有者を優先します。

また、原則として県内在住者、県出身者を優先しており、県内雇用100%を達成しています。

出身地別・居住地別職員（事務局長含む。）

市町名	出身地	居住地
唐津市	9人	11人
玄海町	1人	1人
武雄市	1人	1人
小城市	1人	1人
みやき町	1人	0人
久留米市	1人	0人

令和6年度以降も、地元県内雇用100%を目指します。
財団事務局職員は、総務事務との兼任とします。

4 事業計画に沿った管理を行う能力を有していること

④ 事故防止などの安全管理対策・体制について

○ 事故防止などの安全管理対策・体制の考え方

少年自然の家での活動は、屋外や施設外の活動が多く、怪我や事故等が起こることが十分予測されます。野外での活動は、危機回避能力、危機予知能力等を身に付けるよい機会になるが、重大な事故等につながるようなことは避ける必要があります。これらの事故等の発生を防ぐために、以下のような対策を講じます。

1 マニュアルの整備

佐賀県少年自然の家・安全管理マニュアル(火災、風水害、食中毒、人身事故、地震原発災害等)を整備して、全所員が対応できるようにします。

2 事故発生時等の訓練

事故等が発生したときの具体的な対応を身に付けるために、消防訓練(年2回)、地震・原発事故発生時訓練(年1回)、人身事故・急病人発生時訓練(年1回)、そして救急救命講習会(消防署からの要請により、隔年1回)を実施します。

そのほかに、下記のように利用者への指導、少年自然の家施設等の安全対策を行います。

1 利用団体の指導者・引率者への指導

- ・ 施設の下見と事前の打ち合わせ
- ・ 活動中に想定される危険と対処方法
- ・ 活動中の指導者・引率者の配置等の確認と事前踏査
- ・ 活動前に参加者の健康状態の把握と保健指導
- ・ 施設周辺の救急医療機関の確認
- ・ カッター活動等の施設外活動時に無線機又は携帯電話の携帯

2 利用者への指導

- ・ 入所受付時、代表者に「利用についての案内」「生活についての案内」の説明
- ・ 入所オリエンテーション時、利用者全員に「施設利用の方法」「安全に対する注意」の説明
- ・ 活動前、活動する際に注意すべきこと、道具等の安全な取り扱い方の説明
- ・ カッター活動、釣り等の活動時、救命胴衣着用方法の説明

3 施設側の安全対策

- ・ 施設内の遊具、コース、エリアの定期的な安全点検、整備補修
- ・ 主催事業等での傷害保険への加入
- ・ カッター活動時に救助艇、陸上監視員の配置
- ・ レストラン運営者との定期的な協議での食事の衛生管理
- ・ 警備会社による機械警備、宿直職員による夜間巡回警備
- ・ 他施設等での事故の事例研修
- ・ 安全管理マニュアルの見直し
- ・ 安全作業技能講習会への参加

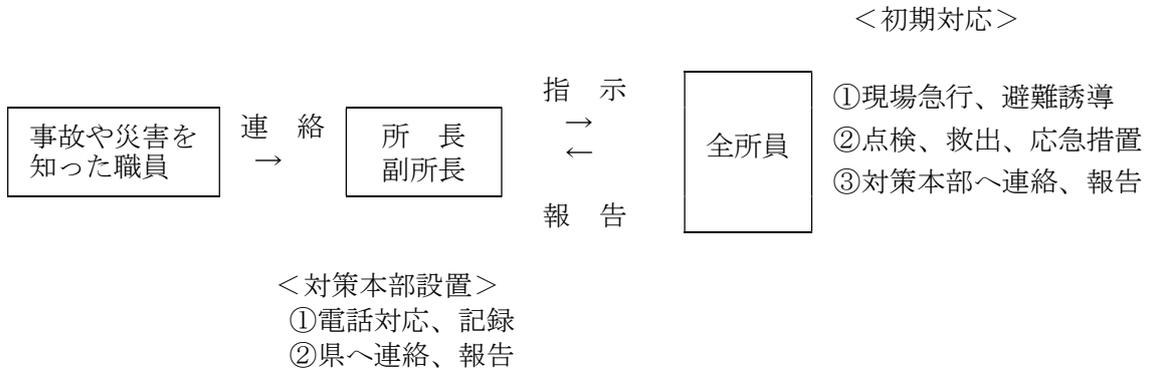
4 安全に関する免許

- ・ 小型船舶免許 所有者・・・1名(第1級)、10名(第2級)
- ・ 無線従事者免許 所有者・・・2名(第3級)

4 事業計画に沿った管理を行う能力を有していること

⑤ 事故及び災害時の対応体制について

○ 事故及び災害時の基本的な対応概念図



○ 想定される事故や災害に対して、それぞれの場合に応じて下記のように対応していきます。また、詳細な事故及び災害時のマニュアルを作成しています。

火 災

- 1 発見した職員は、直ちに所長(副所長)に伝える。
- 2 全所員で連携を取りながら、利用者の避難誘導、初期消火、そして所轄の消防署へ連絡する。
- 3 火災の状況に応じて、自衛消防隊で消火に努める。
- 4 消防車を現場まで誘導する。
- 5 鎮火後、関係機関(県、財団等)に報告をする。

地 震

- 1 情報を知った(又は地震を感知した)職員は、直ちに所長(副所長)に伝える。
- 2 全所員で連携を取りながら、活動を直ちに中止させ、利用者を避難誘導する。
- 3 揺れがおさまった段階で、電気、ガス、石油類、その他危険物類を点検する。
- 4 津波警報等が出た場合、直ちに高台(芝生広場又は名護屋城跡)へ利用者を避難誘導する。
- 5 避難終了後、関係機関(県、財団等)に報告をする。

台風・水害・竜巻等

- 1 情報を知った職員は、直ちに所長(副所長)に伝える。
- 2 野外、海、海岸等の活動を中止させ、利用者を避難誘導する。
- 3 状況によって、室内での待機厳守、外出許可制をとる。
- 4 状況が安定した段階で、関係機関(県、財団等)に報告をする。

事故、行方不明

- 1 負傷者、行方不明者についての所長・副所長や職員で情報を共有する。
- 2 全所員で連携を取りながら、応急措置、捜索救出を行う。
- 3 状況によっては、警察、消防団、海上保安庁、医療機関へ連絡する。
- 4 関係機関(県、財団等)に第一報を入れると共に随時報告をする。

原発事故

- 1 情報を知った職員は、直ちに所長(副所長)に伝える。
- 2 野外、海、海岸等の活動を中止させ、利用者を屋内に避難誘導する。
- 3 窓を閉めたり、換気扇を止めたりして外気が室内に入らないようにする。
- 4 野外から避難した利用者に、顔、頭、手足等を洗浄させる。
- 5 必要に応じて、速やかに利用者を帰宅させる。
- 6 避難が終了した段階で、関係機関(県、財団等)に報告をする。

4 事業計画に沿った管理を行う能力を有していること

⑥ 苦情等に対する対応について

利用者からの苦情等の未然防止のためには、利用者との十分な事前の連絡、調整が重要であり、このことを基本として下記の事項に努めます。なお、苦情等のトラブルに対しては、毎朝の打合せで情報を共有し、できるものは迅速に対応を行います。

(1) 施設利用予約受付について

施設利用については重複予約などを避けるため、予約受付について職員相互の連絡を密にするとともに、責任者によるチェックをします。本施設の予約が取れないという不満に対しては、予約受入期日、時間、方法を明確にして、利用団体に知らせます。

(2) プログラム指導について

プログラム指導では、活動の目的が十分達成されることや事故等がないようにすることが重要です。そのためには

- ① 利用団体による下見
- ② 活動の目的、内容、方法等を熟知してもらうこと
- ③ 利用団体と指導員との事前の打ち合わせ
- ④ 午後4時から利用団体の責任者が会し、調整の打合せを実施

この四つのことを必ず履行してもらうように利用団体に説明してトラブル等を防止します。

(3) 本施設の設置目的の理解について

利用団体の中には、当施設が少年教育施設との認識が薄く、一般のホテル等と同じサービスが受けられるとの認識があります。そのことが、トラブルや不平不満につながるケースが多いと思われれます。

利用団体には、利用受付時、入所受付時、入所後のオリエンテーション時などを利用して、当施設の設置目的や施設設備について理解を得るようにします。

(4) 施設設備の不具合について

活動中、施設設備の不具合から事故等が発生しないように、宿泊棟、生活棟、体育館、管理棟グラウンド、野外活動コースなどを定期的に見回り、点検整備を行います。

(5) 食事について

食事は検食を必ず行い、異物混入、味付け等の問題点がないかをチェックします。また、衛生管理、食事の献立、そしてレストラン職員の利用者への対応などを「レストラン会議」において協議して、苦情等のトラブル防止に努めます。

(6) 法令等の遵守について

個人情報保護法、健康増進法、衛生管理に関する法令等の法令遵守の徹底を図ります。

4 事業計画に沿った管理を行う能力を有していること

⑦ 個人情報の保護について

当財団では、佐賀県個人情報保護条例、佐賀県個人情報保護要領の趣旨に基づき、平成15年4月に佐賀県教育文化振興財団個人情報保護規程を制定し、保有する個人情報の適正な取り扱いの確保に関し必要な事項を定めています。

収集者の責務・・・個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取り扱いに当たっては、個人の権利利益を害することのないように努めます。

登録簿への登録・・・個人情報取扱事務を開始しようとするときは、個人情報取扱事務登録簿に登録し、一般の閲覧に供することとします。登録した事項を変更する場合も同様とします。また、取扱事務を廃止したときは、速やかに抹消します。

収集の制限・・・個人情報を収集するときは、個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、その目的達成に必要な範囲内で、適法かつ適正な手段により本人から収集することとします。ただし、本人の同意がある場合や法令に定めがある場合等は除きます。

利用等の制限・・・個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために、個人情報を財団内において利用し、又は財団以外の者に提供することはありません。ただし、本人の同意がある場合や法令に定めがある場合等は除きます。

職員等の義務・・・職員は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせたり、不当な目的に使用したりしてはならないこととし、その職を退いた後も同様とします。

適性管理・・・個人情報の漏えい、滅失やき損の防止、その他の個人情報の適正な管理のために、管理責任者を定めています。

特に管理責任者は、個人情報の漏えい防止のため個人情報が記載された書類を施錠可能なキャビネット等に保管することとしています。

当財団では、個人情報の適正な取り扱いを確保するために、1年に最低1回は職員研修を実施し、職員の意識の啓発に努めています。

4 事業計画に沿った管理を行う能力を有していること

⑧ 情報公開に関して講じる措置について

佐賀県情報公開条例第25条の規定に基づき、財団として情報公開規程を定め、法人文書の開示と情報提供の充実を柱として、財団運営に関する情報公開を積極的に行います。

○ 情報公開規程の概要

1 法人文書の開示については、だれでも（どの団体も）申し出ができる。

2 申し出ができる法人文書

公益財団法人佐賀県教育文化振興財団事務局が作成し、又は取得した法人文書、図画及び写真並びに電磁的記録等で、当財団が組織的に用いるものとして保管しているもの。

3 開示申出の方法

開示申出書に、住所、氏名、法人文書の件名など必要事項を記入し、当財団に提出する。

4 開示申出に対する決定と通知

原則として、開示申出があった日の翌日から起算して15日以内に開示できるかどうかを決定して、その決定内容を文書で知らせる。なぜなら、法人文書については、法令等で非開示とされているものや個人に関する情報等があるからである。

開示できるときは、開示の日時・場所もあわせて知らせる。開示に当たって、第三者の意見を聞く必要がある場合など相当の理由があるときは、当該期間の満了する日の翌日から起算して30日を限度として、その期間を延長することが出来る。また、開示申出に係る法人文書が著しく大量であるため、開示請求があった日の翌日から起算して45日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、開示請求に係る公文書のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの公文書については相当の期間内に開示決定等をするれば足りる。この場合において、規定する期間内に、請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条を適用する旨及びその理由

(2) 残りの公文書について開示決定等をする期限

5 開示の実施

法人文書の閲覧、写し等の交付などは、原則として申出者に知らせた日時・場所で行う。

6 情報公開に関する窓口

佐賀県波戸岬少年自然の家

〒847-0401

佐賀県唐津市鎮西町名護屋5581-1

電話番号 0955-82-5507

4 事業計画に沿った管理を行う能力を有していること

⑨ 食事におけるアレルギー対応に関して講じる措置について

(1)申請様式の工夫

・申請時に提出される食事申込書に食物アレルギー該当者の有無の欄を設け、有りの場合は、該当の保護者が作成する詳細シートに団体が作成する確認書を添付し、状況把握を確実にを行う。

(2)食事申請時の取組

・食物アレルギー該当者については、レストラン栄養士と利用団体の代表者及び保護者と直接連絡をとって状況を把握確認し、対応を確定する。

(3)調理時の取組

・栄養士が作成した献立表に従い、個別に調理をする。小麦粉などにアレルギーを持つ子どもがいる場合などは、飛び散って混在することがないように袋に入れて保管をする。

・対応の器にアレルギーを持つ子どもの氏名(フルネーム)と除去食名を記入したプレート置き他の子どもとの配膳を間違わないよう区別する。

(4)配膳時の取組

・施設内での食事の前には、利用団体の職員にアレルギー対応食のチェックをしてもらう。そして食物アレルギー該当者は、各団体の先頭に並び、アレルギー対応食用カウンターまで行き、食堂スタッフより本人確認後、食事の説明を行った後、手渡しを行う。

・アレルギー対応食の受け渡しを確実にを行うため、他の利用者はアレルギー食の対応が終わるまで食堂への入室を控える。

(5)その他の取組

・食堂職員だけでなく、施設職員での情報共有を徹底する。

【レストラン食事申込書】						
団体名			利用日			
担当者氏名			電話番号			
担当者電話番号			FAX番号			
	日付	/	/	/	/	/
朝食	普通食 <small>(標準・標準的献立)</small>	食	食	食	食	食
	3歳～就学前食数	食	食	食	食	食
昼食	普通食	食	食	食	食	食
	3歳～就学前食数	食	食	食	食	食
夕食	普通食	食	食	食	食	食
	3歳～就学前食数	食	食	食	食	食
	野外炊飯	メニュー ()				
	野外炊飯	メニュー ()				

※食数の変更は**受付前日の16時**までに当施設へ電話で連絡してください。野外炊飯や10食以上の増減は7日前まで
 ※2歳以下で食事を取る場合は、**就学前食数**に追加してください。
 ※キャンセル料は利用日の**2日前**から発生します。ご注意ください。
 ☆2日前・・・食事料金の30% ☆前日・・・食事料金の50% ☆当日・・・食事料金の100%
 ※利用日の7日以内の10食以上の変更についてもキャンセル料が発生します。
 ☆6～2日前・・・食事料金の30% ☆前日・・・食事料金の50% ☆当日・・・食事料金の100%
 ※野外炊飯は利用日の7日前を過ぎますと食数の変更は不可能となります。(キャンセルは食事料金の100%になります)

【食物アレルギー該当者】			有	無
NO.クラス	該当者	性別	NO.クラス	該当者
1組	(例) 波戸 みさき	女		

※ 必ず利用の20日前までにご提出ください。過ぎた場合はアレルギー食の対応はできません。
 ※ アレルギーの該当者は別紙アレルギー確認表をご提出ください。(詳しく記入を！)
 ※ 次のアレルギーの該当者については、対応できません。ご了承ください。
 (アナフィラキシー、エビパン使用、コンタミ、豚肉、学校給食を食べていない等)
 ※ 野外炊飯については、アレルギー対応をしております。

食物アレルギー詳細シート(保護者用)				佐賀県波戸岬少年自然の家	
【基本情報】※ご記入いただいた個人情報については、食事献立作成のみに使用させていただきます。				No.	
団体名			利用日		
クラス	組	ふりがな 氏名			
1泊2日以降は、こちらにご記入ください。氏名のご記入もお願いたします。					
利用日	食事区分	希望対応	食べられないメニュー	除去する材料名	
月 日 () 夕	<input type="checkbox"/> 食堂食 <input type="checkbox"/> 野外調理	<input type="checkbox"/> ㊷ <input type="checkbox"/> ㊸ <input type="checkbox"/> ㊹			
月 日 () 朝	<input type="checkbox"/> 食堂食 <input type="checkbox"/> 野外調理	<input type="checkbox"/> ㊷ <input type="checkbox"/> ㊸ <input type="checkbox"/> ㊹			
	<input type="checkbox"/> 食堂食 <input type="checkbox"/> 野外調理	<input type="checkbox"/> ㊷ <input type="checkbox"/> ㊸ <input type="checkbox"/> ㊹			
月 日 () 昼	<input type="checkbox"/> 食堂食 <input type="checkbox"/> 野外調理	<input type="checkbox"/> ㊷ <input type="checkbox"/> ㊸ <input type="checkbox"/> ㊹			
	<input type="checkbox"/> 食堂食 <input type="checkbox"/> 野外調理	<input type="checkbox"/> ㊷ <input type="checkbox"/> ㊸ <input type="checkbox"/> ㊹			
月 日 () 夕	<input type="checkbox"/> 食堂食 <input type="checkbox"/> 野外調理	<input type="checkbox"/> ㊷ <input type="checkbox"/> ㊸ <input type="checkbox"/> ㊹			
	<input type="checkbox"/> 食堂食 <input type="checkbox"/> 野外調理	<input type="checkbox"/> ㊷ <input type="checkbox"/> ㊸ <input type="checkbox"/> ㊹			
月 日 () 朝	<input type="checkbox"/> 食堂食 <input type="checkbox"/> 野外調理	<input type="checkbox"/> ㊷ <input type="checkbox"/> ㊸ <input type="checkbox"/> ㊹			
	<input type="checkbox"/> 食堂食 <input type="checkbox"/> 野外調理	<input type="checkbox"/> ㊷ <input type="checkbox"/> ㊸ <input type="checkbox"/> ㊹			
月 日 () 昼	<input type="checkbox"/> 食堂食 <input type="checkbox"/> 野外調理	<input type="checkbox"/> ㊷ <input type="checkbox"/> ㊸ <input type="checkbox"/> ㊹			
	<input type="checkbox"/> 食堂食 <input type="checkbox"/> 野外調理	<input type="checkbox"/> ㊷ <input type="checkbox"/> ㊸ <input type="checkbox"/> ㊹			

※ホームページに掲載の「成分表」を必ずご覧いただき、ご記入をお願いいたします。

4 事業計画に沿った管理を行う能力を有していること

⑩ 県内発注の考え方について

(1) 再委託（清掃業務等業務委託）についての業者選定の考え方

佐賀県では、県内企業への優先発注、調達を推進し、地元発注、調達率を高め地域経済の活性化と雇用対策の一環として、平成15年7月に「ローカル発注」に取り組まれています。

当公益財団としても、この取り組みに沿って県内企業の発注機会の確保及び地元雇用の維持を図ることを基本スタンスとしており、清掃業務、警備業務等の再委託については、県内の業者を選定して入札を行うなど、県内発注100%を目指します。

(2) 管理運営に必要な物品の調達等についての考え方

事務用品や施設管理に必要な物品等の調達についても、上記の業務委託の場合と同様の基本スタンスにより、原則として県内の業者を選定して調達を行うなど、県内での調達100%を目標とします。

(3) その他

施設の維持修繕についても、上記の業務委託の場合と同様、原則として県内の業者を選定して見積もりを行うなど、県内発注100%を目標とします。

食堂の運営については、令和3年度より新しい業者による運営が始まりましたが、豊富な実績とノウハウを活かした「安全」「安心」な食事の提供を行うと共に、地産地消へも積極的に取り組み、地域への貢献を果たしてもらいたいと考えます。